

第九十七回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第一号

本国会召集日(昭和五十七年十一月二十六日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 中山 利生君
理事 工藤 巖君
理事 宮下 創平君
理事 佐藤 敬治君
理事 大橋 敏雄君
理事 池田 淳君
理事 江崎 真澄君
理事 片岡 清一君
理事 久野 忠治君
理事 塩谷 一夫君
理事 地崎宇三郎君
理事 五十嵐広三君
理事 加藤 万吉君
理事 武田 一夫君
理事 岩佐 恵美君
理事 田島 衛君

昭和五十七年十二月二十一日(火曜日) 午後零時三十八分開議

出席委員

- 委員長 中山 利生君
理事 工藤 巖君
理事 宮下 創平君
理事 五十嵐広三君
理事 松本 幸男君
理事 青山 丘君
理事 白井日出男君
理事 片岡 清一君
理事 近藤 元次君
理事 竹中 修一君
理事 中村 弘海君
理事 加藤 万吉君
理事 榎君
理事 安田 貴六君
理事 松本 幸男君
理事 青山 丘君
理事 白井日出男君
理事 小澤 潔君
理事 北川 石松君
理事 左藤 恵君
理事 谷 洋一君
理事 小川 省吾君
理事 細谷 治嘉君

- 出席國務大臣 田島 衛君
自治大臣 山本 幸雄君
國家公安委員会委員長 長 警察庁長官官房長 太田 壽郎君
自治政務次官 佐野 嘉吉君
自治大臣官房長 矢野浩一郎君
自治省財政局長 石原 信雄君

出席政府委員

- 委員外の出席者 島村 幸雄君
地方行政委員会調査室長

委員の異動

- 十一月二十六日 大橋 敏雄君 補欠選任 石田幸四郎君
武田 一夫君 草野 威君
同月二十七日 中村 弘海君 補欠選任 谷 洋一君
同月三十日 久野 忠治君 補欠選任 中村 弘海君
十二月十七日 草野 威君 補欠選任 矢野 絢也君
同日 矢野 絢也君 補欠選任 草野 威君
同月二十一日 辞任 補欠選任

- 池田 淳君 近藤 元次君
同日 補欠選任 池田 淳君
近藤 元次君
理事大橋敏雄君十一月二十六日委員辞任につき、その補欠として石田幸四郎君が理事に当選した。

同日

- 十一月二十六日 地方公営交通事業特別措置法案(細谷治嘉君外六名提出、第九十四回国会衆議院第二四号)留置施設法案(内閣提出、第九十六回国会閣法第八一号)
十二月二十日 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
同月九日 個人事業税にみなし法人課税制度の適用に関する請願(池田淳君紹介)(第四二号)
同外一件(石川要三君紹介)(第四三号)
同外一件(石原慎太郎君紹介)(第四四号)
同外一件(稻村佐近四郎君紹介)(第四五号)
同(今井勇君紹介)(第四六号)
同(上村千一郎君紹介)(第四七号)
同外一件(越智通雄君紹介)(第四八号)
同外一件(大塚雄司君紹介)(第四九号)
同外一件(奥田敬和君紹介)(第五〇号)
同(鹿野道彦君紹介)(第五一号)
同(木村俊夫君紹介)(第五二号)
同(北村義和君紹介)(第五四号)

同日

- 同(鯨岡兵輔君紹介)(第五五号)
同(染谷誠君紹介)(第五六号)
同(田原隆君紹介)(第五七号)
同外一件(田村良平君紹介)(第五八号)
同(泰道三八君紹介)(第五九号)
同(中川一郎君紹介)(第六〇号)
同(畑英次郎君紹介)(第六一号)
同外九件(原健三郎君紹介)(第六二号)
同外二件(平泉涉君紹介)(第六三号)
同外一件(武藤嘉文君紹介)(第六四号)
同(森田一君紹介)(第六六号)
同(森山欽司君紹介)(第六七号)
同(山下徳夫君紹介)(第六八号)
同(渡辺栄一君紹介)(第六九号)

同日

- 同月十日 個人事業税にみなし法人課税制度の適用に関する請願外二件(小澤潔君紹介)(第一六三号)
同外一件(大原一三君紹介)(第一六四号)
同(鯨岡兵輔君紹介)(第一六五号)
同外一件(三枝三郎君紹介)(第一六六号)
同外四件(椎名素夫君紹介)(第一六七号)
同外一件(羽田夜君紹介)(第一六八号)
同(赤城宗徳君紹介)(第一一九号)
同(秋田大助君紹介)(第二二〇号)
同(甘利正君紹介)(第二二二号)
同(今枝敬雄君紹介)(第二二三号)
同(金丸信君紹介)(第二三三号)
同外一件(亀井善之君紹介)(第二三四号)
同(笹山登生君紹介)(第二三五号)
同外一件(中村靖君紹介)(第二三六号)
同(灘尾弘吉君紹介)(第二三七号)
同外三件(鳩山邦夫君紹介)(第二二八号)
同(藤本孝雄君紹介)(第二二九号)
同外一件(古屋亨君紹介)(第二三〇号)

委員長は

五十嵐広三君 及び 石田幸四郎君
を理事に指名いたします。

○中山委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、本会期中、地方行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により

- 一、地方自治に関する事項
- 二、地方財政に関する事項
- 三、警察に関する事項
- 四、消防に関する事項

以上の各事項について、国政に関する調査を行うため、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○中山委員長 この際、山本国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山本国務大臣。

○山本国務大臣 このたび自治大臣、国家公安委員会委員長を命ぜられた衆議院議員山本幸雄でございます。もとより非力ではございますが、誠心誠意職責を完遂してまいりたいと存じておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

初めに、地方行政委員会の委員各位には、平素から地方行政及び警察行政の推進に当たりましては、格別の御尽力をいたしておられ、この機会をおかりいたしました。深甚なる敬意を表することにも衷心より厚く御礼を申し上げます。

今日、わが国は、財政の再建と行政改革の推進を緊要な政策課題として国を挙げて取り組んでい

るところであります。現下の厳しい社会経済情勢の中で、地方自治行政もきわめてむづかしい局面に遭遇をしております。

私は、このような状況のもとで、わが民主主義の基盤である地方自治をさらに堅固なものとするため、この機会に思い切つて、国、地方を通ずる行政の簡素効率化を図り、長期的な展望に立つた地方財政の基盤の確立に全力を尽くしてまい

る所存であります。まず、喫緊の課題である地方財政問題でございますが、第二次石油ショック以来低迷を続ける世界経済の中にあつて、わが国財政は未曾有の困難に直面をしております。地方財政も深刻な財政難に陥つておりますが、私は、地方公共団体の財政運営に支障を生ずることのないよう、これが対策に

万全を期してまいりる所存であります。このほか、現下の地方行政は、地方公務員行政の適正な運営、参議院比例代表制の円滑な運営を初め適正な選挙制度の確立、また複雑多様化する災害等に対処するための消防、防災体制の強化等

数多くの課題を抱えております。私は、自治大臣として、これら地方行政上の諸問題の解決に最大限の努力を傾注してまいりる所存でありますので、委員各位の格段の御協力を

お願いする次第であります。次に、警察行政について申し上げます。警察が担当する治安の維持は、民主主義国家の根幹をなすものであり、また、治安水準は一たん低下しますと、その復元は容易ではありません。私は、国家公安委員会委員長として、この重大な職責の完了に努める決意であります。

警察にいたしましては、当面、金融機関強盗事件や殺人事件等凶悪事件の予防と捜査、極左暴力集団、右翼等によるテロ、ゲリラの防退、暴力団の組織壊滅のための取り締まり、市民の間に広がりをみせる覚せい剤の取り締まり、集団化、粗暴化の度合いを強めている少年非行の防止、再び増加傾向に転じている交通事故の抑止等について、

最大限の努力を傾注しなければならぬと考えて

おります。

また、最近の社会情勢の変化には予測を超えるものがあつて、警察は、こうした変化に適切に対応し得る体制を常に充実、整備することが肝要でありますので、この点につきましても、鋭意努力してまいりる所存でございます。

何とぞ委員各位の格別の御指導、御協力を心からお願いを申し上げます。(拍手)
○中山委員長 次に、佐野自治政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。佐野自治政務次官。

○佐野(憲)政府委員 このたびはからずも自治政務次官を拝命いたしました佐野嘉吉でございます。何とぞよろしくお願いをいたします。

委員各位におかれましては、長年にわたる豊富な御経験と高い識見をもってわが国地方自治の進展のために常日ごろ並み並みならぬ御尽力をいただき、まことにありがたく存する次第であります。

当委員会は、国民の日常生活に密着した地方行政に関する各般の施策を御審議いただくため、重要な委員会であると心得ております。私、もとより浅学非才でございますので、これからも委員各位の御指導、御鞭撻のもとに任務の遂行をいたしたいと存じております。

今後ともよろしくお願いを申し上げます。ごあいさつを終わります。ありがとうございます。(拍手)
○中山委員長 内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。山本自治大臣。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○山本国務大臣 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその趣旨について御説明申し上げます。

今回の補正予算において、国税三税が大幅に減額補正されることとなり、これに伴い地方交付税についても、当初予算計上額に対して一兆六千九百五十六億八千万円に上る巨額の落ち込みを生ずることとなつてまいりましたので、現下の地方財政は、この巨額の落ち込みを耐えらるる状況にはありません。

このため、昭和五十七年度分の地方交付税については、地方交付税の算定に当たり地方公務員の給与の基準とされている国家公務員の給与についてその改定が見送られることとされたこと、老人保健法の施行日が当初の予定よりもおくれたこと等により、当初見込んだ財政需要に減少が見込まれること等の事情を考慮して、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を一兆五千四百三十二億八千万円増額し、その所要額を確保することとしたのであります。

また、当該借入額については、後年度における償還額の二分の一に相当する額を臨時地方交付金として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることにより、地方財政の運営に支障のないよういたしたのであります。

次に、さきに述べた財政需要の減少を基準財政需要額に反映させるため、昭和五十七年度の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、昭和五十七年度分として交付すべき普通交付税及び特別交付税の総額についても特例を設けることといたしたのであります。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。
午後零時四十八分散会

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。
附則第八条第一項第三号中「若しくは第十二項」を、「第十二項若しくは第十三項」に改める。
附則第八条の第三項第三号中「若しくは第十二項」を、「第十二項若しくは第十三項」に改め、同条第十一項中「借入純増加額」の下に「のうち二千九十八億円」を加え、同条第十二項中「に係る前項の」を「のうち前項の規定の適用を受けるものに係る同項の」に改め、同条に次の一項を加える。
13 昭和五十七年度における第一項の借入純増

別表を次のように改める。
別表(第十二条関係)

| 道府県 | 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 単位費用 |
|---------|-----------|-----------------------|-----------------|----------------------|
| 3 港湾費 | (1) 經常経費 | 一 警察費 | 警察職員数 | 一人につき 六、〇四〇、〇〇〇 円 |
| | | 二 土木費 | 道路の面積 | 千平方メートルにつき 二〇四、〇〇〇 |
| | | 1 道路橋りよう費 | 道路の延長 | 一キロメートルにつき 三、七四八、〇〇〇 |
| | | (2) 投資的経費 | 河川の延長 | 一キロメートルにつき 七二、八〇〇 |
| | | 2 河川費 | 河川の延長 | 一キロメートルにつき 七二、八〇〇 |
| | | (1) 經常経費 | 河川の延長 | 一キロメートルにつき 七二、八〇〇 |
| 2 投資的経費 | (1) 經常経費 | 港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長 | 一メートルにつき 二二、四〇〇 | |
| | (2) 投資的経費 | | | |

加額(第十一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る第一項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に応じ、当該下欄に掲げる額とする。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

| 年度 | 臨時地方特例交付金の額 |
|---------|-------------|
| 昭和六十三年 | 五百八十億円 |
| 昭和六十四年 | 六百十五億円 |
| 昭和六十五年 | 六百五十五億円 |
| 昭和六十六年 | 六百九十五億円 |
| 昭和六十七年 | 七百四十億円 |
| 昭和六十八年 | 七百八十五億円 |
| 昭和六十九年 | 八百三十億円 |
| 昭和七十年 | 八百八十五億円 |
| 昭和七十一年 | 九百四十億円 |
| 昭和七十二年度 | 九百九十一億四千万円 |

| | | | | |
|------------|-----------|-----------------------|-----------|-----------|
| 4 商工行政費 | (2) 投資的経費 | 水産業者数 | 一人につき | 一、三〇〇 |
| | | | | |
| 3 水産行政費 | (2) 投資的経費 | 水産業者数 | 一人につき | 六七、七〇〇 |
| | | | | |
| 2 林野行政費 | (2) 投資的経費 | 林野の面積 | 一ヘクタールにつき | 六、〇五〇 |
| | | | | |
| 1 農業行政費 | (2) 投資的経費 | 農家数 | 一戸につき | 五三、六〇〇 |
| | | | | |
| 4 労働費 | (2) 投資的経費 | 失業者数 | 一人につき | 四、〇二〇 |
| | | | | |
| 3 衛生費 | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 三、二二〇 |
| | | | | |
| 2 社会福祉費 | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 一、八九〇 |
| | | | | |
| 1 生活保護費 | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 二、四一〇 |
| | | | | |
| 5 その他の教育費 | (2) 投資的経費 | 児童及び生徒の数 | 一人につき | 二、八八一、〇〇〇 |
| | | | | |
| 4 特殊教育諸学校費 | (2) 投資的経費 | 生徒数 | 一人につき | 三、〇〇〇 |
| | | | | |
| 3 高等学校費 | (2) 投資的経費 | 教職員数 | 一人につき | 四、九七三、〇〇〇 |
| | | | | |
| 2 中学校費 | (2) 投資的経費 | 教職員数 | 一人につき | 三、〇二九、〇〇〇 |
| | | | | |
| 1 小学校費 | (2) 投資的経費 | 教職員数 | 一人につき | 二、八九三、〇〇〇 |
| | | | | |
| 4 その他の土木費 | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 三、二〇〇 |
| | | | | |
| 3 教育費 | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 九、八七〇 |
| | | | | |
| 2 投資的経費 | (2) 投資的経費 | 港湾(漁港を含む。)における外郭施設の延長 | 一メートルにつき | 九、八七〇 |
| | | | | |

| 項目 | 内容 | 単位 | 金額 |
|-----|-------------|-------|---------|
| 六 | その他の行政費 | 世帯数 | 一八、四〇〇 |
| 1 | 徴税費 | 世帯数 | 二四、八〇〇 |
| 2 | 戸籍住民基本台帳費 | 世帯数 | 八、〇四〇 |
| 3 | その他の諸費 | 世帯数 | 三、四四〇 |
| (1) | 経常経費 | 人口 | 七、七二〇 |
| (2) | 投資的経費 | 面積 | 八〇〇、〇〇〇 |
| 七 | 災害復旧費 | 人口 | 二、〇〇〇 |
| 八 | 辺地対策事業償還費 | 面積 | 三二九、〇〇〇 |
| 九 | 地方税減取補てん償還費 | 千円につき | 九五〇 |
| 十 | 財源対策償還費 | 千円につき | 一七八 |

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
 第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
 附則第三項中「二千九十八億円」を「一兆七千五百三十億八千万円」に改め、同項の表中「八千二百億円」を「九千三百六十億円」に、「九千

億円」を「一兆二百三十億円」に、「九千九百九億八千万円」を「一兆二千二百九十九億八千万円」に、「九千九百九十一億円」を「九千九百九十億九千九百九十億円」に、「七千九百九十億円」を「八千六百八十億円」に、「七千九百九十億円」を「六千六百十億円」に、「四千九百五十億円」を「三千五百六十億円」に、「千七百九十億円」を「三千五百六十億円」に、「五百三十九億六千八百万円」を「二千四百十九

億六千八百万円」に改める。
 附則第八項中「第二号から第八号まで」を「第二号から第九号まで」に、「第三号から第八号まで」を「第三号から第九号まで」に、「第四号から第八号まで」を「第四号から第九号まで」に、「第五号から第八号まで」を「第五号から第九号まで」に、「第六号から第八号まで」を「第六号から第九号まで」に改め、「第八号に掲げる額」の下に「と第九号に掲げる額との合算額」を加え、「若しくは第七号」を、「第七号若しくは第九号」に改め、同項に次の一号を加える。
 九 次の表の上欄に掲げる当該各年度分に応ずる当該下欄に掲げる地方交付税法附則第八条の三第十三項に規定する臨時地方特例交付金の額

| 年 度 | 臨時地方特例交付金の額 |
|---------|-------------|
| 昭和六十三年 | 五百八十億円 |
| 昭和六十四年 | 六百十五億円 |
| 昭和六十五年 | 六百五十五億円 |
| 昭和六十六年 | 六百九十五億円 |
| 昭和六十七年 | 七百四十億円 |
| 昭和六十八年 | 七百八十五億円 |
| 昭和六十九年 | 八百三十億円 |
| 昭和七十年 | 八百八十五億円 |
| 昭和七十一年 | 九百四十億円 |
| 昭和七十二年度 | 九百九十一億四千万円 |

による補正後の同特別会計に計上された地方交付税交付金の額との差額の百分の六に相当する額を控除した額」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に昭和五十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額と昭和五十七年度特別会計補正予算(特第一号)による補正後の同特別会計に計上された地方交付税交付金の額との差額の百分の六に相当する額を加算した額」とする。
 理由
 地方財政の現状にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十七年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額し、この増額に伴い後年度において一般会計から同特別会計へ繰り入れる臨時地方特例交付金の額を増額することとともに、普通交付税の額の算定に用いられる単位費用を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第二号

地方行政委員会議録第一号

昭和五十七年十二月二十一日

昭和五十七年十二月二十四日印刷

昭和五十七年十二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K